

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 第2次報告書(ポイント)

資料 1

1 現状と課題、検討会における検討事項

- 入札参加資格審査申請手続は、地方公共団体の規則等で規定しており、地域の実情に応じて入札・契約を実施
 - ➔ その結果、申請項目等が団体ごとに異なり、デジタル化も十分でなく、地方公共団体・事業者双方の事務負担が増大
- 令和6年度において、物品・役務等の資格における入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化を検討し、第1次報告書を取りまとめ
 - ➔ 令和7年度においては、建設工事及び測量・建設コンサルタント等(以下「建設工事等」という。)の資格における共通化・デジタル化の検討を行うとともに、全国単位の地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システム(以下「共通システム」という。)の整備の方向性の更なる検討に着手

2 建設工事等の資格における共通化・デジタル化の検討

- 建設工事等の資格においては、域内の中小事業者の受注機会の確保等の観点から、多くの地方公共団体で、所在地要件の設定や経営状況等を踏まえた等級区分による格付けが実施されている。このため、入札参加資格審査申請手続の共通化に当たっては、地域の実情を考慮した発注ができるよう配慮が必要。

主な内容	物品・役務等	建築工事等	論点・検討結果
申請項目等 ※建設工事 (建設業許可、経営事項 審査、技術者情報 等)	不要	必要	建設業者は、建設業法に基づく建設業許可が必要。この他、経営状況を示す経営事項審査の受審や営業所ごとの専任技術者の配置など、建設工事特有の取扱いあり。これらを確認するための申請項目等を的確に設定
申請項目(業種) ※建設工事	生産物分類を もとに設定	建設業許可を もとに設定	統一的な解釈に基づく運用を確保する観点から、建設業許可の29業種に設定 (地方公共団体が独自の業種を追加することは不可)
申請種別 (変更申請等)	変更のみ	変更、再審査、 業種追加	格付けの再審査や業種追加など、格付けの実施を前提として申請種別を細分化 (※ 物品・役務等も同様に修正)
申請受付方式 (資格の有効期間)	3年	2年	経営事項審査情報(総合評価値通知書)の有効期間(1年7月)を踏まえ、有効期間を2年 に統一(※ 物品・役務等も3年から2年に修正)

3 共通システムの整備の方向性の更なる検討

- 物品・役務等と建設工事等の全資格区分に対応する一体的なシステムとしての整備を目指すべき。その際、自治体・事業者双方の視点からの検討が必要。
- 建設業許可や経営事項審査等の情報を管理するシステム整備が進んでいることを踏まえ、他の情報システムとの情報連携による省力化を図るべき。

4 今後の課題

- 全資格区分に対応する一体的なシステムとして整備することを目指し、共通システムの詳細機能のあり方、整備・運用主体や経費負担、各団体の個別システムとの接続方法等について、さらに検討する必要。また、システム整備に付随して、その利用を前提とした共同受付・審査体制のあり方についても合わせて検討する必要。
- 共通システムの実現に向け、地方公共団体・申請者の予見可能性を確保するため、共通システム導入までの工程表を作成。
- 共通システム整備に向けた検討に当たっては、規模の差異がある全ての地方公共団体及び申請事業者の事務負担の軽減と利便性の向上を図る観点から留意が必要。また、共同受付・審査体制について、地方公共団体が共同して主体的に取り組むことができるよう、なるべく費用負担のかからない効率的な仕組みとすることに留意が必要。これらの観点を踏まえ、共通の申請項目等や申請受付方式、システム設計及びその運用のあり方を一体的に検討し、誰もが利用しやすい仕組みの実現を目指す。

(1) 建設工事等の入札参加資格審査に係る共通の申請項目等の設定①

○ 建設工事等の新規申請・更新申請、変更申請、再審査申請、業種追加申請及び取消届に係る共通の申請項目・必要書類等を設定

① 新規申請・更新申請

● 共通の申請項目等

(i) 共通申請項目等

(申請項目数 建設工事 57 / 測量・建設コンサルタント等 55)

(必要書類数 建設工事 4 / 測量・建設コンサルタント等 3)

- ➔ 事業者を特定するための情報等を設定 (= 事業者特定情報)
(例) 本社住所、商号又は名称、建設業許可番号(建設工事の場合)、登記事項証明書

(ii) 選択申請項目等

(申請項目数 建設工事 293 / 測量・建設コンサルタント等 242)

(必要書類数 建設工事 46 / 測量・建設コンサルタント等 48)

- ➔ 適正性審査・格付けのための情報等を設定
(例) 経営事項審査情報(建設工事の場合)、技術者情報、納税証明書

(iii) 独自申請項目等 ※ 共通・選択のほか、必要に応じて独自申請項目等を設定可能

- ・ 地方公共団体独自の制度等に関するもの
- ・ 事業者に申請を求めなくとも確認できるもの
- ・ 適正性の審査や格付けに資さないもの
- ・ 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの 等

● 共通の業種

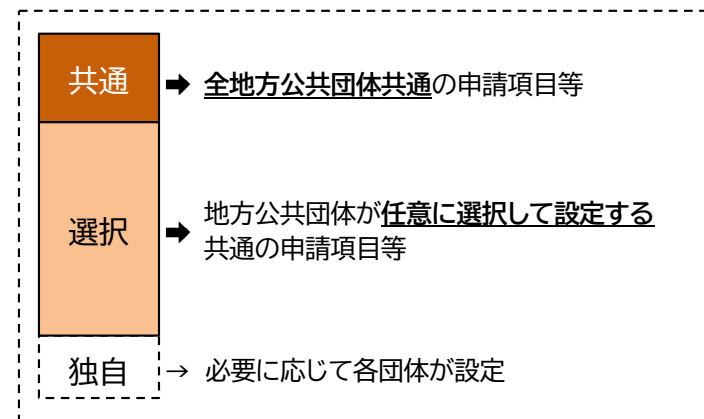
(i) 建設工事

- ➔ 建設業法に規定されている**29業種**を設定

(ii) 測量・建設コンサルタント等

(大分類:6業種、小分類38業種)

- ➔ 大分類として、生産物分類中に設定されている「**建築設計・同関連サービス**」、「**建設コンサルタントサービス**」、「**測量サービス**」、「**地質調査サービス**」、「**補償コンサルタントサービス**」に加え、「**不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続**」を設定
- ➔ 小分類として、「**建設コンサルタントサービス**」及び「**補償コンサルタントサービス**」については、国土交通省が定める登録規程の登録部門を設定、その他の小分類については、国等が設定している業種を参考に意見照会の上、設定



● 建設工事特有の申請項目等

- ・ 建設業許可に関する申請項目等
➔ 共通申請項目等
- ・ 経営事項審査に関する申請項目等
➔ 選択申請項目等

- ・ 建設工事の業種は共通申請項目
- ・ 測量・建設コンサルタント等の大分類は共通申請項目、小分類は選択申請項目
- ・ 建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに「業種の希望順位」(5位まで)を選択申請項目として設定

(1) 建設工事等の入札参加資格審査に係る共通の申請項目等の設定②

② 変更申請

- 共通の変更申請事由
 - ・ 申請した共通・選択※・独自※申請項目に変更があった場合
※ 各団体が変更申請を求める場合
- 共通の変更申請項目等
 - (i) 共通変更申請項目等（事業者特定情報）
（例）申請日、本社住所、商号又は名称、共通申請項目の変更内容
 - (ii) 選択変更申請項目等（選択項目の変更内容等）
（例）選択申請項目の変更内容、納税証明書

④ 業種追加申請 ※受付は地方公共団体の任意

- 共通の業種追加申請事由
 - ・ 資格の有効期間中に新たに業種の追加を希望する場合
- 共通の業種追加申請項目等
 - (i) 共通業種追加申請項目等（事業者特定情報、業種追加に係る項目）
（例）申請日、本社住所、本社住所、希望する業種
 - (ii) 選択業種追加申請項目等（業種追加に係る選択項目）
（例）経営事項審査情報（建設工事）、技術者情報

⑥ 合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等

- 合併等に伴う共通の申請種別
 - ・ 合併事由に応じて、新規申請、変更申請により申請※
※ 各団体の任意で、再審査申請及び業種追加申請を受け付けることも可
- 合併等に伴う共通の申請事由
 - ・ 合併、分割、事業譲渡、法人成り、個人成り、その他法人格の変動

③ 再審査申請 ※受付は地方公共団体の任意

- 共通の再審査申請事由
 - ・ 資格の有効期間中に等級の再審査を希望する場合又は
変更申請に付随して新たに等級の再審査が必要となる場合
- 共通の再審査申請項目等
 - (i) 共通再審査申請項目等（事業者特定情報）
（例）申請日、本社住所、商号又は名称
 - (ii) 選択再審査申請項目等（再審査に係る選択項目の変更内容等）
（例）経営事項審査情報（建設工事）、技術者情報

⑤ 取消届

- 共通の取消届出事由
 - ・ 合併・分割等で消滅、廃業、資格が必要なくなった場合
- 共通の取消届出項目等
 - ・ 共通取消届出項目等（事業者特定情報、取消内容等）
（例）届出日、本社住所、商号又は名称、取消事由、取消年月日

- 共通の合併等申請項目等
 - （この他、新規申請・変更申請等の申請項目等が必要）
 - (i) 共通合併等申請項目等（組織形態の変更等の内容）
（例）組織形態の変更等の種類、事業者の構成、契約書の写し
 - (ii) 選択合併等申請項目等（適正性審査・格付けのための情報）
（例）合併時自己資本額明細

(2) 建設工事等の入札参加資格審査に係る共通の申請受付方式の設定

- 物品・役務等の検討を踏まえ、**建設工事等の入札参加資格審査の共通の申請受付方式を以下のとおり設定**
- 共通の申請受付方式は、**共通システムの導入に合わせて導入することを前提とし、今後、共通システム導入後の申請件数や審査事務量を見込んだうえで、必要に応じて見直しを行い、最も事務処理の効率化が図られる申請受付方式のあり方を検討**

①	資格の有効期間	・ 2年※1	
②	申請の受付方式	・ 定期受付／地方公共団体の判断により、任意に随時受付又は追加受付を併用できる	
③	定期受付	申請の受付期間	・ 定期受付により資格が付与される日直前の 10月1日から11月30日まで ※2
		資格が付与される日	・ 4月1日
		資格が付与される期間	・ 4月1日から2年後の3月31日まで※1
④	随時受付 (任意)	申請の受付期間	・ 4月16日 (閉庁日である場合は翌営業日)から 次期定期受付の受付期間の開始日直前の8月15日まで (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大することができる)
		資格が付与される日	・ 4月16日から8月15日までに受付した申請については、遅くとも10月1日 ・ 8月16日から12月15日までに受付した申請については、遅くとも2月1日 ・ 12月16日から4月15日までに受付した申請については、遅くとも6月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
		資格が付与される期間	・ 資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑤	追加受付 (任意)	申請の受付期間	・ 定期受付の1年後の10月1日から10月31日まで ※2 (地方公共団体の判断により、当該期間を拡大し、また、受付回数を増やすことができる)
		資格が付与される日	・ 定期申請に係る資格の有効期間の開始日の 1年後の4月1日 (地方公共団体の判断により、当該日を早めることができる)
		資格が付与される期間	・ 資格が付与された日から当該日の属する資格の有効期間の終了日まで
⑥	申請に使用する言語	・ 申請項目・財務諸表は日本語／その他の外国語記載の必要書類は日本語訳を付記又は添付	
⑦	金額欄の記載方法	・ 財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載	

※1 物品・役務等の資格の有効期間についても、2年とする。

※2 今後、共同受付・審査体制に係る検討に合わせて、最適な期間となるよう検討。

(3) 建設工事等の共通の入札参加資格審査申請システムの整備の方向性

- 物品・役務等に加え、**建設工事、測量・建設コンサルタント等の全ての資格区分の入札参加資格審査申請に対応する一体的な共通システムの整備**を目指す
- 共通システム導入後の事務負担の軽減に加え、**地方公共団体・事業者双方が利用しやすいシステム**となるよう、十分な検討が必要
- 建設業許可や経営事項審査等の情報を管理する情報システムの整備が進んでいることを踏まえ、**共通システムと他の情報システムとの連携による入力フォームへの自動表示や添付書類の省略**が可能となるよう検討

地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムのイメージ

